

医療型障害児入所施設

サービスの概要

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設。このうち、都道府県知事等の指定を受けた施設を「指定医療型障害児入所施設」という。

人員・設備の概要

人員基準	従業者	【主として自閉症児を入所させる場合】	
		病院として必要とされる従業者	<input type="checkbox"/> 医療法に規定する必要数。
		児童指導員及び保育士	<input type="checkbox"/> 児童指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 保育士 1人以上。 <input type="checkbox"/> 合計数 おおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上。
		児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		【主として肢体不自由児を入所させる場合】	
		病院として必要とされる従業者	<input type="checkbox"/> 医療法に規定する必要数。 <input type="checkbox"/> 施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師であること。
		児童指導員及び保育士	<input type="checkbox"/> 児童指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 保育士 1人以上。 <input type="checkbox"/> 合計数 おおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上。
		児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		理学療法士又は作業療法士	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		職業指導員	<input type="checkbox"/> 職業指導を行う場合に配置。
		【主として重症心身障害児を入所させる場合】	
		病院として必要とされる従業者	<input type="checkbox"/> 医療法に規定する必要数。 <input type="checkbox"/> 施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師であること。

従業者	児童指導員及び保育士	<input type="checkbox"/> 児童指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 保育士 1人以上。
	児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上。
	理学療法士又は作業療法士	<input type="checkbox"/> 1人以上。
	心理指導を担当する職員	<input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
人員基準	<input type="checkbox"/> 上記の従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	
	施設長（管理者）	<p>専ら当該施設の管理業務に従事する者であること。</p> <input type="checkbox"/> ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定医療型障害児入所施設の他の職務に従事し、又は当該指定医療型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。 主として肢体不自由児を入所させる場合は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師であること。 <input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を入所させる場合は、内科、精神科、医療法施行令の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師であること。 <input type="checkbox"/> 資格要件（昭和53年2月20日付け厚生省社会・児童家庭局長通知より） <input type="checkbox"/> 社会福祉主事任用資格を有する者 <input type="checkbox"/> 児童福祉司任用資格を有する者 <input type="checkbox"/> 児童福祉事業に2年以上従事した者 <input type="checkbox"/> 全社協「社会福祉施設長資格認定講習課程」修了者
設備基準	病院として必要とされる設備	<input type="checkbox"/> 医療法に規定する必要とされる設備
	訓練室、浴室	
	【主として自閉症児を入所させる場合】	
	静養室	
	【主として肢体不自由児を入所させる場合】	
	屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備（又は他の適当な設備）、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備	
	階段	<input type="checkbox"/> 傾斜を緩やかにすること。
<input type="checkbox"/> 上記の設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。		

そ の 他

<p>運営に関する基準 (一部抜粋)</p>	<p>指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>次の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの健康診断の全部又は一部に該当すると認められるときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>※児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 → 入所時の健康診断 ※通学する学校における健康診断 → 定期の健康診断又は臨時の健康診断</p> <p>指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p> <p>指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を入所させる場合を除く。）は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>
<p>他法令の順守</p>	<p><input type="checkbox"/> 消防法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○スプリンクラー設置義務の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）</p>
	<p><input type="checkbox"/> 建築基準法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）</p>
	<p><input type="checkbox"/> 都市計画法（開発許可）担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外（いずれかに○） ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）</p>
	<p><input type="checkbox"/> その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 ・ 無（いずれかに○） ○その他指導事項等（下記に記載）</p>
	<p><input type="checkbox"/> 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 <input type="checkbox"/> 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。</p>

上記について、確認しました。

事業者名称：

代表者名称：